



平成 18 年 5 月 29 日

各 位

会社名 株式会社 シンニッタン  
代表者名 代表取締役社長 府内 泰生  
(コード番号 6319 東証第1部)  
問合せ先 企画室長 辻 久喜  
(TEL.044 - 200 - 7811)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を取締役会へ委任すること、および会社法第 361 条の規定に従って取締役に対するストックオプション報酬の承認を求める議案を、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 75 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権を発行する理由

当社の取締役に対して、業績および企業価値の向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、次の要領により新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の割当対象者

当社の取締役。

#### 3. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

新株予約権の総数：3,000 個を 1 年間の上限とする。

目的となる株式：普通株式 300,000 株を 1 年間の上限とする。

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 100 株とする。

なお、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の発行価額

金銭の払込みは不要とする。

(3) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額（行使価額）

新株予約権 1 個あたりの払込金額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額に(1)で定める新株予約権 1 個あたりの株式数を乗じた金額とする。

1 株あたりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値（取引が成立していない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が募集株式の発行、合併、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする（調整による 1 円未満の端数は切り上げる）。

(4) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権にかかる募集事項を決定する取締役会決議の日後 2 年を経過した日から、以後 3 年間とする。

(5) 新株予約権行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役でなければならない。ただし、任期満了により退任した場合、その他、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。

新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。ただし、一部行使する場合には、割当られた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

新株予約権者は、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、直ちに新株予約権を喪失し、当社に対して無償で返還するものとする。

その他権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

(6) 新株予約権の消却の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で消却することができる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額はブラック・ショールズ・モデルを用いて算出したものとする。

(9) 募集事項決定の委任

上記の定めるものの他、新株予約権の募集事項および細目については、別途開催される取締役会の決議において定めるものとする。

(注)上記の内容については、平成 18 年 6 月 29 日(木)開催予定の当社第 75 回定時株主総会において「取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上